

農委だより

第45号

令和8年1月1日
小野市農業委員会
TEL 63-2266

新年のご挨拶

新年あけましておめでとうございます。

令和8年の新春を迎え、心からお慶び申し上げます。
今年が皆様にとって輝かしい1年となることを心から願っております。

各委員の就任2年目となる昨年は佐用町で視察研修を行うなど、委員会活動の活性化を図ってまいりました。

現在、農業委員会では、タブレットを活用した農地パトロールの実施、毎月の最適化推進会議の実施など、委員会活動のさらなる充実を図っております。

そのような中、令和8年度は、昨年度末策定された地域計画をブラッシュアップして農地利用の集積・集約化など、最適化活動の成果を上げていかななくてはならない区切りの年にさしかかってきます。

また、新規参入の促進、遊休農地の発生防止などについても引き続き今まで以上に積極的に取り組んでまいります。

今号では、万勝寺町で金属加工業を営まれ、「山田錦日和」などの活動で地域活性化にも取り組まれている(株)藤原の藤原さんに、他業種からの農業参入(もともと実家は農家です)を特集しております。他業種からの新規就農・地域活性化活動などの好事例として参考にしていただければ幸いです。

トランプ関税を含め世界の情勢は混迷を極め、米価を含む物価の高騰は先が見通せない状況です。農業を取り巻く環境は厳しいものがありますが、今後も皆様の変わらぬご支援・ご協力をお願いし、今年の豊作とご多幸をお祈り申し上げ、新年の挨拶といたします。



小野市農業委員会
会長 中尾 正美



「吾唯足知」*

*「吾(われ)、唯(ただ)、足(たる)を、知(る)」と読みます。
「自分は、満ち足りているということを知っている」という意味で、
禪の教え「知足のものは貧しいといえども富めり、不知足のものは
富めりといえども貧し」に基づいています。

万勝寺町で金属加工業をされている(株)藤原の農業部門を紹介します

「地域の活性化と山田錦の消費拡大を！」

(株)藤原は、小野市万勝寺町で、金属加工(鑄型中子製造)業で、油圧バルブ・建機・新幹線等の部品を製造されている会社です。

最高峰の山田錦から生産される日本酒の消費を活性化させるため、「NAKAGO」ブランドで、錫の酒器の制作するワークショップを開催しています。また、錫の酒器の販売も行っており、浄土寺前の「JIMOTO selectいちいち」でも購入できます。また、昨年11月開催の楽市楽座にも山田錦米粉、山田錦麴の鶏唐揚げの販売で出店され好評を得ています。

農業部門を令和4年頃から、2ha程度の耕作規模からスタートして、令和7年12月現在、3人+応援で10haの農地で山田錦やうるち米を作られています。



農業部門の3人のスタッフ

●農業部門を立ち上げられた理由はなんですか

地域農業が、個人では赤字経営で後継者不足の中、古い友人と消防団で再会し、企業経営の経験を活かし効率的な新しい農業はできないかと思い決断しました。

●山田錦への思い

山田錦をせっかく作っても、日本酒の需要に左右されるので、山田錦の認知度向上や携わる人の交流を目的に、「山田錦日和」というイベントの事務局もつとめています。白雲谷温泉ゆぴかなどでもイベントをすることがありますので、ぜひお立ち寄りください。



@YAMADANISHIKIBIYORI

●農家の方々へのメッセージ

山田錦は、酒米というイメージで、食べても美味しくないといわれていましたが、山田錦米粉で作ったたこ焼きや、お好み焼き、唐揚げはとてもおいしいです。ぜひ一度、お試してください。(米粉は『JIMOTO select いちいち』で購入可)



米粉でたこ焼きを作ったら美味しいよ!

●こぼれ話

去年は、いろいろな人から、お米を譲ってくれないかとたのまれて、親切な社長は、家で食べる分まで譲ってしまい、家族は山田錦の中米を食べていたそうです。浸水させずに炊くのが、美味しく仕上げるコツです。

『全国農業新聞』を 読んでみませんか!



「がんばる農業者」の皆さんを全国農業新聞は応援します。大きな活字やグラフを使って読みやすくなっています。

●発行日…毎週金曜日

●購読料…年間 10,800円 (送料込)

お申込みは 農業委員会事務局へ

農地相談日をご利用ください

農業委員会では、新規就農、農地の賃貸借、売買、農地の有効利用など、農地に関する相談日を奇数月の第2水曜日に設けていますので、ご利用ください。

●時間 10時から15時まで

※あらかじめ予約をお願いします。

TEL 63-2266



農地パトロールを9月に実施しました

農業委員会では、9月に農地パトロール(利用状況調査)を実施しました。

農地パトロールは、遊休農地の実態把握と発生防止・解消、違反転用の発生防止・早期発見をすることを目的としています。

調査の結果、遊休農地または遊休化の恐れがある農地と判断した場合は、所有者の方に農地の利用意向調査の文書を送付しますので、受け取られた方は、期限までに必ず回答してください。

回答しない場合や、回答したとおりに農地が利用されていない場合は、「農地中間管理機構との協議の勧告」が行われ、固定資産税の課税が強化される場合があります。



農地パトロールでタブレットを操作する委員と職員

昨年4月から農地の貸し借りの手続きが変わっています。ご確認ください!

法の改正により、農地の貸し借りの手続きのひとつである利用権設定等促進事業が、令和6年度までの受付をもって終了しました。

農地の貸し借りをされる場合(更新含む)、農地中間管理事業もしくは、農地法第3条での手続きのいずれかになります。特徴をまとめましたので、下記の表でご確認ください。

| | 契約の流れ | 貸借期間 | 貸借期間満了後 | 手続きにかかる期間 | 必要書類 | 今後の受付期間 | 問合せ・受付窓口 |
|---------------------------------|--|---------|-------------------------------------|---|--|--|----------------------------|
| 農地中間管理事業 (農地中間管理事業の推進に関する法律) | <ul style="list-style-type: none"> 農地バンクを通じた契約 農用地利用集積等促進計画を作成 | 原則10年以上 | 自動的に貸し手に戻る (両者の合意により更新または再契約は必要) | 4~5ヶ月 ※地域計画を作成している区域の方が、事務がスムーズに進む場合があります。 | <ul style="list-style-type: none"> 位置図 その他必要書類 | 随時 | 地域振興部産業創造課 0794-63-1928 |
| 農地法第3条 | <ul style="list-style-type: none"> 相対契約 農業委員会の許可が必要 | 50年以内 | 解約をしない限り自動的に更新 | 1~2ヶ月 | <ul style="list-style-type: none"> 申請書 位置図 地籍図 登記事項証明 固定資産税名寄帳 その他必要書類 | 随時 (原則毎月8日×) ※8日が土日祝の場合、直前の開庁日が× | 農業委員会事務局 0794-63-2266 |

相続登記の義務化について

法改正により、令和6年4月から相続登記が義務化されています。不動産を所有する方がお亡くなりになった場合は、その不動産を管轄する法務局へ相続登記を申請してください。

相続義務化のポイント

1. 相続したことを知った日から、**3年以内**に登記!

※正当な理由なく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。

2. **義務化前の相続も**対象!

※義務化前に相続したことを知った不動産は、令和9年3月までに登記する必要があります。

詳しくは、二次元コードを読み取ってください。なお、農地を相続した場合は、農地法の規定により農業委員会への届出もお願いします。



相続登記の義務化特設ページ

地域の農業委員・農地利用最適化推進委員の紹介

令和6年4月20日から令和9年4月19日までの3年間の任期です。

農地相談・転用のお問い合わせはこの方々に

| | 区分 | 氏名 | 住所 | 担当地区 |
|----|------|------|------|--------------|
| 市内 | 農委会長 | 中尾正美 | 日吉町 | 小野地区全域 |
| | 農委 | 住本昌彦 | 上本町 | 小野地区全域(非農家枠) |
| | 農委 | 池澤弘子 | 河合中町 | 河合地区全域、河合中町 |
| | 農委 | 住本浩也 | 下来住町 | 来住地区全域、下来住町 |
| | 農委 | 稲田保 | 大島町 | 市場地区全域、大島町 |
| | 農委 | 山田英俊 | 敷地町 | 大部地区全域、敷地町 |
| | 農委 | 岸本富生 | 住吉町 | 下東条地区全域、住吉町 |
| | 農委 | 服部正代 | 小田下町 | 下東条地区全域、小田下町 |

農業委員は、合議体として最終的な意思決定を行います。またそれだけでなく、農地パトロールなどを農地利用最適化推進委員と一体で行います。法改正により非農家(農業委員に利害関係を有しない者)を含むことが求められています。

| | 区分 | 氏名 | 住所 | 担当地区 |
|-----|----|------|------|--|
| 小野 | 推進 | 田中勝 | 片山町 | 旧小野町、上新町、丸山町・神明町・垂井町・中町・葉多町・久茂町・下大部町・片山町 |
| | 推進 | 増田種正 | 長尾町 | 天神町・長尾町・日吉町・栄町・大開町 |
| | 推進 | 井上勝秀 | 黒川町 | 浄谷町・黒川町・北丘町 |
| 河合 | 推進 | 片山嘉彦 | 復井町 | 復井町・西山町・青野ヶ原町・河合中町 |
| | 推進 | 中村富昭 | 昭和町 | 河合西町・新部町・昭和町 |
| | 推進 | 林茂雄 | 三和町 | 旭町・三和町・粟生町 |
| 来住 | 推進 | 横山和行 | 阿形町 | 黍田町・来住町・阿形町・西脇町・福甸町 |
| 市場 | 推進 | 永井達郎 | 市場町 | 市場町・檜山町・池尻町 |
| | 推進 | 松尾信行 | 山田町 | 山田町・榊町・二葉町 |
| 大部 | 推進 | 井上秀隆 | 鹿野町 | 高田町・喜多町・鹿野町・広渡町 |
| | 推進 | 大島育雄 | 敷地町 | 住永町・王子町・中島町 |
| | 推進 | 藤原一男 | 古川町 | 久保木町・古川町 |
| 下東条 | 推進 | 大谷敏行 | 万勝寺町 | 中谷町・脇本町・万勝寺町・池田町 |
| | 推進 | 西山彰彦 | 船木町 | 曾根町・小田上町・船木町 |
| | 推進 | 藤原三男 | 菅田町 | 福住町・中番町・菅田町 |

推進委員は、担当地域において、農地等の利用の最適化の推進のための活動を行います。具体的には、①担い手への農地集積・集約化②耕作放棄地の発生防止・解消③新規参入の促進などです。

農業者年金に加入しませんか

国民年金に上乘せる公的な年金制度です

1. 農業者なら広く加入できる。
2. 積立方式・確定拠出型で安定した年金財政
3. 認定農業者等については、保険料の国庫補助あり
4. 保険料は2万円から6万7千円を自由に選択可能
(R4.1から35歳未満で一定の要件を満たす方は1万円から選択可能!!)
5. 税制面で優遇あり
6. 80歳までの保証がついた終身年金



農業者年金機構へは
こちらから▲

まずは農業委員会事務局へご相談を!!